

防衛大学校泳友会個人情報取扱方針

1 個人情報の利用目的

泳友会会則に規定する「事業」を行うために必要となる、連絡、資料等の送付、会費管理等にのみ使用する。

2 個人情報の提供

管理する個人情報については、次の場合を除いて第三者に提供しない。

- (1) 予め、本人が同意している場合
- (2) 法令に基づく要請があった場合
- (3) 利用目的の達成に必要な範囲において、業務を部外へ委託する場合
- (4) その他、会長が許可する場合

3 個人情報の管理

- (1) 個人情報は原則として役員が管理するものとし、対象範囲ごとに最新かつ正確な情報の把握に努める。
- (2) 管理の対象範囲は、評議委員については当該期の各会員、評議委員以外の役員については全役員及び事務局員とする。
- (3) 本部事務局員は、泳友会の業務の実施に必要な場合、管理する役員の承諾を得て個人情報を使用することができる。
- (4) 管理者は、個人情報保護の重要性を認識し、紛失、破壊、改ざん、漏洩等の防止に万全を期する。
- (5) 管理者は、会員から当人の個人情報について、開示、訂正、利用停止等を求められた場合、本人確認を実施した上で、遅滞なく対応する。
- (6) 個人情報を委託する場合は、本部事務局長が委託先を適切に監督する。

4 連絡先情報の取扱い

- (1) 会員相互の連絡の場合
 - ア 会員は、相互の連絡等のため、管理者に他会員の連絡先に関する個人情報の開示を要求することができる。
 - イ 管理者は、開示対象者本人の了解を得て、開示要求会員に対して個人情報を開示する。
 - ウ 開示対象者本人の了解が得られない場合は、個人情報を開示せず、連絡内容の転送等の措置をとる。
- (2) 複数の会員に対する同時連絡の場合
受信者総員が相互に E-mail アドレスを知らされている場合を除き、宛先にはブラインドアドレス（BCC）を使用することにより、相互のアドレスが知られることがないように留意する。

5 問題発生時の処置

- (1) 会員は、本会の個人情報に関する問題の発生を認めた場合、速やかに当該個人情報の管理者を通じ、本部事務局長に通報するものとし、通報を受けた本部事務局長は、会長に報告する。
- (2) 会長は、関係役員及び事務局員と協議して処置方針を決定するとともに、担当者指定して問題処理に当たらせる。